



クロスボーダー電子商取引小売に係る輸入新税制の分析

2016年3月24日、財政部、税関総署及び国家税務総局は、「クロスボーダー電子商取引小売輸入の租税政策に関する通知」(財関税[2016]18号、以下「18号文」といいます。)を共同公布し、クロスボーダー電子商取引小売(企業対個人、B2C)の新税制(以下「新税制」といいます。)を明確にしました。即ち、「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」に含まれ、かつ、条件【1】に合致する輸入商品について、行郵税の適用を取り止め、貨物として関税、輸入段階における増値税及び消費税を徴収することとなります。18号文は2016年4月8日正式に施行されます。

弊所では当該新税制について以下のとおり簡単な分析を行いました。

■ 行郵税とは何か？

行郵税は一つの独立した税目ではなく、荷物・郵便物輸入税(中国語：行李和郵递物品进口税)の略称であり、入境旅行客の荷物・物品及び個人の郵便物に対して税関が徴収する輸入税で、非貿易属性の入境物品が対象となります。

「中華人民共和國輸出入関税条例」(2004年1月1日施行)の関連規定に基づき、入境物品の関税及び輸入段階に税関が代理徴収する税金を併せて輸入税とし、税関が法により徴収し、税率は総じて同じ種類の輸入貨物にかかる総合税率より低くなっています。

■ クロスボーダーB2C商品の徴税性質に対する18号文の定義

新税制の施行前は、クロスボーダー電子商取引小売輸入商品については入境物品の輸入税率に照らして税額を計算して徴収していました。新税制の施行後は、条件に合致するクロスボーダー電子商取引小売輸入商品についていずれも輸入貨物として輸入関税と輸入段階における増値税、消費税を徴収するようになります。

¹ 条件は以下のとおりです。

(1) その他の国又は地域から輸入する、「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」の範囲に含まれ、かつ、以下の(2)又は(3)のいずれか一つの事由に該当する商品

(2) 税関とネットワーク接続している電子商取引プラットフォームを通じ、取引、支払、物流の電子情報である「3つの書類(中国語：三単)」による照合が実現できるクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

(3) 税関とネットワーク接続している電子商取引プラットフォームを通じて取引を行っていないが、速達特急便、郵政企業が取引、支払、物流等の電子情報を一括提供でき、かつ、相応の法的責任を負うことを約束して入境させたクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

クロスボーダー電子商取引輸入商品（B2B、B2C）に関する徴税政策の比較表は以下のとおりです。

クロスボーダー電子商取引輸入商品	新税制施行前		新税制施行後	
企業対企業（B2B）	輸入貨物として 税徴収	関税、輸入段階における増値税、消費税	変更なし	
企業対個人（B2C） （条件に合致しない）	入境物品として 税徴収	輸入税	変更なし	
企業対個人（B2C） （条件に合致）			輸入貨物として 税徴収	関税、輸入段階における増値税、消費税

■ 新税制の解析について

項目	18号文の内容	備考
納税対象	条件に合致するクロスボーダー電子商取引小売輸入商品（企業対消費者、B2C）	クロスボーダー電子商取引小売輸入に該当しない個人の物品並びに取引、支払及び物流等の電子情報を提供することができないクロスボーダー電子商取引小売輸入商品は、現行の規定に従い処理する。
納税義務者	クロスボーダー電子商取引小売輸入商品を購入した個人	代理徴収代理納付義務者： 電子商取引企業、電子商取引プラットフォーム企業又は物流企業
課税価格	実際の取引価格	貨物の小売価格、輸送費及び保険費を含む。
取引限度額	取引1回当たり：人民幣2,000元 年間：人民幣20,000元	限度額以内で輸入した場合の関税税率は暫定的に0%。輸入段階における増値税、消費税については、税金の徴収免除を取り消し、法定納税額の70%を暫定的に徴収。取引1回当たりの限度額を超過、累計後の個人年間限度額を超過した場合の1回当たりの取引【注】、及び課税価格が2,000元の限度額を超過した分割ができない単独商品については、いずれも一般貿易の方式に従い全額を徴税する。

貨物返品処理	通関してから 30 日以内に返品する場合は、税還付の申請が可能	貨物の返品が発生した場合、返品に応じて個人の年間取引限度額の総額を調整する。
--------	---------------------------------	--

【注】同じ年度内において、取引限度額が 2000 元を下回る 1 回当りの取引でも、過去取引分と累計すると年間限度額を超過する取引。例えば取引額の累計が 19,500 元という場合、新たに行う 1 回当り取引の限度額が「500<1 回当りの取引額≤2,000」という場合は、限度額に抵触してしまう。

■ 行郵税に関わる調整

18 号文が公布される前の 2016 年 3 月 16 日、国務院関税税則委員会は、「入境物品の輸入税調整に係る問題に関する通知」(税委会 (2016) 2 号) を公布し、行郵税 (輸入税) について調整を行いました。また当該通知は 2016 年 4 月 8 日に施行されます。主な調整内容は以下のとおりです。

- ① 現行の 4 段階ある税率を 3 段階の税率に統合する。
- ② 各種物品の税率を全面的に引き上げる。
- ③ 明確に列挙されていない商品については、旧版税率表では 10% という税率に包括していたが、新版税率表では比較的高い 30% という税率に含める。

旧版税率表 (2011)			新版税率表 (2016)		
税目	税率 (%)	物品名称	物品名称	税目	税率 (%)
1	10	書籍・新聞、刊行物、教育専用の映画フィルム、スライド、原盤録音テープ、ビデオテープ、金・銀及び金銀製品、コンピューター、ビデオカメラレコーダー、デジタルカメラ等の情報技術製品、カメラ、食品、飲料及び税目 2、3、4 に含まれないその他の商品	書籍・新聞、刊行物、教育専用の映画フィルム；コンピューター、ビデオカメラレコーダー、デジタルカメラ等の情報技術製品；食品、飲料；金銀；家具；玩具、ゲーム、祝祭日又はその他の娯楽用品	1	15
2	20	紡績品及びその完成品、ビデオカメラ及びその他の電器用具、自転車、腕時計、置時計 (部品、付属品を含む)	運動用品 (ゴルフボール及びゴルフ用品を除く)、釣り用品；紡績品及びその完成品；ビデオカメラ及びその他の電器用具；自転車；税目 1、3 に含まれないその他の商品	2	30
3	30	ゴルフボール及びゴルフ用品、高級腕時計	煙草、酒；高級装身具及び宝石；ゴルフボール及びゴルフ用品；高級腕時計；化粧品	3	60
4	50	煙草、酒、化粧品			

■ 結び

クロスボーダー電子商取引小売輸入商品について、その多くは郵送という手段により入境しているものの、従来から存在する非貿易属性の入境物品とは異なり、当該商品には一定の貿易属性があります。当該種類の商品について全段階において行郵税（輸入税）のみを徴収する場合、当該種類の商品の全体的な税負担の水準は、中国の国内市場で販売する一般貿易により輸入する同類商品及び国産の同類商品の税負担より低くなり、不公平な競争環境がある程度形成される事態を招く可能性があります。今回の新税制の施行により、中国において公平な競争が可能な市場環境がより造成され、中国のクロスボーダー電子商取引小売輸入業界の健全な発展を促進することになると思われます。

なお、18号文に言及される「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リスト」がまだ公布されていない点は注意が必要です。当該リストの未公布は、現状のクロスボーダー電子商取引小売輸入商品の実務対応に一定の影響を及ぼす可能性あり、当該リストについて引き続き注目していく必要があります。

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複製することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。